

# ペットのふんは 飼い主が持ち帰りましょう

一部の心ない飼い主により、ふんで道路や公園など公共の場所や、他人の土地などが汚され、**地域の多くの人**が迷惑しています。

飼い犬などのペットのふんは、**飼い主の責任**において必ず持ち帰りましょう！  
持ち帰ったふんはごみ袋の中ほどに入れて、**燃やせるごみ**として処理してください。



**ダメ！  
犬のふん放置！**

## 倉敷市飼い犬ふん害防止条例が施行されています

「道路や公園などの公共の場所や、他人の土地や建物などを汚したときは、**ふんを持ち帰らなければならない**。また、犬を散歩させるときは、**ふんを処理するための用具を持参しなければならない**。」という内容が条例に明記されています。

なお、市長が指定する職員から「**飼い犬のふんを持ち帰るように**」との命令に従っていただけない場合には、**1万円以下の過料に処する旨の罰則**が定められています。

### <お問い合わせ先>

倉敷市 環境衛生課 ☎086-426-3361  
児島支所 市民課 環境衛生係 ☎086-473-4546  
玉島支所 市民課 環境衛生係 ☎086-522-8120  
水島支所 市民課 環境衛生係 ☎086-446-1915  
船穂支所 市民税務係 ☎086-552-5100  
真備支所 市民課 環境係 ☎086-698-1114  
倉敷市保健所 生活衛生課 動物管理係 ☎086-434-9829



リサイクル適性<sup>Ⓐ</sup>  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。